四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　洞ヶ谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
高知県土佐郡土佐町南川
字田城　一三九九番七　一号から五号まで及び二十四号から二十六号まで
　一四〇二番一　六号及び七号
　一九三五番五　八号から十号まで及び十九号から二十二号まで
　一九三七番　十八号
　一三九九番一　二十三号
字椴ノ畝　一九六〇番一　十一号から十五号まで
字七尾　一九三九番二　十六号及び十七号
　ロ　次に掲げる土地（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県土佐郡土佐町南川
字椴ノ畝　一九六〇番九から一九六〇番一二まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　須麻野谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷
高知県土佐郡土佐町土居字須麻野
　一一四八番一
　一一四九番一
　一一四九番三
　一一五〇番から一一五六番まで
　一一五七番一
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　第三久保谷上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
（昭和五十六年建設省告示第千五百二十九号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

徳島県三好市東祖谷久保
　九四八番三　一号
　九三四番一　二号から四号まで及び三十二号
　九三五番一　五号
　九四七番一　六号から九号まで
　九三七番一　十号から十六号まで及び二十八号から三十一号まで
　九三七番二　十七号から二十三号まで
　九三八番二　二十四号から二十七号まで
　九四八番一　三十三号
　ロ　次に掲げる土地（昭和五十六年建設省告示第千五百二十九号で指定した同号四に掲げる土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）
徳島県三好市東祖谷久保
　三〇七番
　八七九番三から八七九番五まで
　九三三番一から九三三番三まで
　九四八番一から九四八番四まで
　九四九番

○国土交通省告示第五百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　平成二十三年五月二十五日
　　国土交通大臣　大畠　章宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　一ノ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽字一ノ沢六一一番四三内四等三角点一ノ沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一七度一五分一八秒
　六三〇・五九一メートルの地点　一号
標柱一号から二一八度〇八分〇九秒
　一〇八・三四九メートルの地点　二号
標柱二号から二一三度五二分三七秒
　一七二・三四八メートルの地点　三号
標柱三号から二四九度五〇分三五秒
　三五四・〇二一メートルの地点　四号
標柱四号から二五六度三五分二五秒
　三三九・七七七メートルの地点　五号
標柱五号から二七一度二〇分五六秒
　四四八・九五七メートルの地点　六号
標柱六号から〇度〇三分三二秒
　三四二・九三八メートルの地点　七号
標柱七号から八度四五分四八秒
　一七一・一〇九メートルの地点　八号
標柱八号から二三度四九分三〇秒
　二二八・七三四メートルの地点　九号
標柱九号から一〇五度五六分四三秒
　四〇三・五四一メートルの地点　十号
標柱十号から一〇三度〇八分四四秒
　五六四・四四五メートルの地点　十一号
標柱十一号から七一度〇一分五五秒
　一六六・六一二メートルの地点　十二号
標柱十二号から九八度〇四分一六秒
　九六・九九二メートルの地点　十三号
標柱十三号から一一二度三一分一〇秒
　四三・八八一メートルの地点　十四号

○国土交通省告示第五百三十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
　平成二十三年五月二十五日
　　国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
7JIS	141370	SHIN HEIRYU	23. 4. 22
7JIZ	141395	FIRST EAGLE	23. 4. 13
JD3175	141413	第二内海丸	23. 4. 1
JD3183	141428	第五十一純友丸	23. 4. 15
JD3184	141429	新豊後丸	23. 4. 14
JD3188	141434	松柏丸	23. 4. 5
JD3191	141438	寿鳳丸	23. 4. 22
JD3197	137244	玉竜丸	23. 4. 11
JD3198	141444	第二さんのうれお	23. 4. 4
JD3199	141445	第三こうせい	23. 4. 12
JD3201	141447	第二十一照宝丸	23. 4. 11
JD3202	141448	マリンライナー	23. 4. 13
JD3205	141451	第五鐵運丸	23. 4. 20
JD3206	141452	友邦丸	23. 4. 11
JD3208	141457	第八東海丸	23. 4. 22

○国土交通省告示第五百四十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
　平成二十三年五月二十五日
　　国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
7LJO	127102	海王丸	23. 4. 14
JFIG	131470	南晴丸	23. 4. 14
JJQV	124553	第二昭鶴丸	23. 4. 14
JLMF	128595	第三恵美寿丸	23. 4. 22
JE2981	130705	第六十三惣寶丸	23. 4. 26
JG3212	114047	さくら	23. 4. 22
JG3481	117613	千葉航運丸1	23. 4. 7
JG4416	128101	ことぞくら	23. 4. 7
JG4634	129792	第十一日丹丸	23. 4. 15
JG4650	129838	海洋丸	23. 4. 28
JG4704	130263	第一三栄丸	23. 4. 6
JG4731	130195	第三豊栄丸	23. 4. 13
JG4941	131976	第八豊栄丸	23. 4. 13
JH2911	125695	第5大黒丸	23. 4. 19
JI3291	128688	桂洋丸	23. 4. 14
JJ3524	129188	せとかぜ	23. 4. 14
JJ3792	132291	第五十三住若丸	23. 4. 22
JJ3798	132300	幸安丸	23. 4. 11
JK4503	127315	東洋丸	23. 4. 13
JK4893	131003	第一神勢丸	23. 4. 27
JK5060	132470	英省丸	23. 4. 12
JK5307	134087	第二十一光丸	23. 4. 8
JK5331	134076	竹美丸	23. 4. 19
JK5496	135291	第五勇進丸	23. 4. 18
JL5472	128983	第二からたち	23. 4. 4
JL5868	132068	第三十恭海丸	23. 4. 15
JL6085	132975	第三十八青雲丸	23. 4. 4
JL6240	134811	若翔丸	23. 4. 11
JL6248	134821	第十五鐵運丸	23. 4. 8
JM4120	120832	第八東海丸	23. 4. 28
JM4573	122887	フェリー福江	23. 4. 25
JM5538	129345	第六十一いづみ丸	23. 4. 13
JM5720	130368	第十一仁洋丸	23. 4. 12
JM5721	130412	第十二仁洋丸	23. 4. 12
JM5869	131238	松美丸	23. 4. 14
JM6185	133458	松盛丸	23. 4. 6